

訪問介護料金表

○訪問介護事業所 けやき新瀬戸（6級地）

◆訪問介護（昼間）

※1 単位 = 10.42 円

身体介護		生活援助		身体介護（20分以上）に引き続き生活援助を行う場合	
20分未満	163 単位/回	20分～ 45分未満	179 単位/回	25分以上	65 単位/回
20分～ 30分未満	244 単位/回			50分以上	130 単位/回
30分～ 1時間未満	387 単位/回			75分以上	195 単位/回
1時間以上	567 単位/回 30分を増すごとに +82 単位	45分以上	220 単位/回		

○ 介護処遇改善加算（Ⅱ）・・・所定単位数に 22.4% を乗じた単位数

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事等に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合、加算になります。

※ 所定単位数・・・1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。尚、加算については、加算額の1割（一定以上所得のある方は2割又は3割）が利用者負担となります。

○ 同一建物減算

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者×90%
- ② 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1ヵ月あたり50人以上の場合×85%
- ③ 上記1以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1ヵ月あたり20人以上の場合）×90%

◆第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス

※単位＝10.42円

サービス名称	サービスの内容	基本単位
訪問型独自サービスⅣ（1回につき）	週1回程度の訪問型独自サービスが必要とされ、生活支援訪問サービスと併用する場合 (事業対象者・要支援1.2)	287単位/回
訪問型独自サービスⅠ（1月につき） ※1月の利用回数が4回を超えた場合	週1回程度の訪問型独自サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1.2)	1,176単位/月
訪問型独自サービスⅤ（1回につき）	週2回程度の訪問型独自サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1.2)	272単位/回
訪問型独自サービスⅡ（1月につき） ※1月の利用回数が8回を超えた場合		2,349単位/月
訪問型独自サービスⅥ（1回につき）	週2回を超える程度の訪問型独自サービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	287単位/回
訪問型独自サービスⅢ（1月につき） ※1月の利用回数が12回を超えた場合		3,727単位/月
生活支援訪問サービス	生活支援訪問サービスが必要とされた者（事業者対象者・要支援1.2）	235単位/回

○ 同一建物減算

- ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者×90%
- ②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1ヵ月あたり50人以上の場合×85%
- ③上記1以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1ヵ月あたり20人以上の場合）×90%

○訪問介護事業所 けやき小野 けやき東町（7級地）

◆訪問介護（昼間）

※1 単位 = 10.21 円

身体介護		生活援助		身体介護（20分以上）に引き続き 生活援助を行う場合	
20分未満	163 単位/回	20分～ 45分未満	179 単位/回	25分以上	65 単位/回
20分～ 30分未満	244 単位/回				
30分～ 1時間未満	387 単位/回			50分以上	130 単位/回
1時間以上	567 単位/回	45分以上	220 単位/回	75分以上	195 単位/回
	30分を増すごとに +82 単位				

○ 介護処遇改善加算（Ⅱ）・・・所定単位数に 22.4% を乗じた単位数

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事等に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、訪問介護を行った場合、加算になります。

※ 所定単位数・・・1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。尚、加算については、加算額の1割（一定以上所得のある方は2割又は3割）が利用者負担となります。

○ 同一建物減算

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者×90%
- ② 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1ヵ月あたり50人以上の場合×85%
- ③ 上記1以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1ヵ月あたり20人以上の場合）×90%

◆第 1 号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

※単位＝10.21 円

サービス名称	サービスの内容	基本単位
訪問型サービス(独自)21（1回につき）	週 1 回程度の訪問型サービス （独自）が必要とされた者 （事業対象者・要支援1.2）	2 8 7 単位／回
訪問型サービス(独自)11（1月につき） ※ 1 月の利用回数が 4 回を超えた場合		1, 1 7 6 単位／月
訪問型サービス(独自)22（1回につき）	週 2 回程度の訪問型サービス （独自）が必要とされた者 （事業対象者・要支援1.2）	1 7 9 単位／回
訪問型サービス(独自)12（1月につき） ※ 1 月の利用回数が 8 回を超えた場合		2, 3 4 9 単位／月
訪問型サービス(独自)23（1回につき）	週 2 回を超える程度の訪問型 サービス（独自）が必要とさ れた者（事業対象者・要支援 2）	2 2 0 単位／回
訪問型サービス(独自)13（1月につき） ※ 1 月の利用回数が 1 2 回を超えた場合		3, 7 2 7 単位／月

○ 同一建物減算

- ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者×90%
- ②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が 1 ヶ月あたり 50 人以上の場合×85%
- ③上記 1 以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が 1 ヶ月あたり 20 人以上の場合）×90%